

令和元年度着手

鯖江第2地区 農業用道路事業 計画概要書

【集落基盤整備事業】

(令和7年度 第1回変更)

事業主体 鯖江市

令和元年度着手 団体営土地改良事業 鮎江第2地区（農業用道路（集落基盤整備）事業）
変更理由書

I. 変更の内容

1. 事業施工に係る地域の変更

(1) 地積

(単位：ha)

市町村名／地目		田	畠	計
() 鮎江市：舟枝町・橋立町	変更前	13.8	—	13.8
	変更後	13.8	—	13.8
	増・減	—	—	—

2. 主要工事計画の変更

(1) 計画受益面積

(単位：ha)

項目		田	畠	その他	計
道路整備	変更前	13.8	—	—	13.8
	変更後	13.8	—	—	13.8
増・減		—	—	—	—

(2) 事業量

項目	変更前	変更後	増・減	備考
道路工	660.0 m	684.0 m	24.0 m	
計	660.0 m	684.0 m	24.0 m	

(3) 事業費

(単位：千円)

区分	変更前	変更後	増・減	備考
道路工	70,000	128,300	58,300	
測量試験費	6,300	7,760	1,460	
用地及び補償費	—	—	—	
事業費計	76,300	136,060	59,760	
事務費	—	—	—	
総事業費	76,300	136,060	59,760	

変更前 平成30年度価格
変更後 令和7年度価格

内訳

自然 増	14,300
工法変更	45,460
計	59,760

(4) 工事予定期間

着工	(平成 31 年度)
	(令和 元 年度)
完了予定	(平成 35 年度)
	(令和 7 年度)

II. 計画変更を必要とする理由

1. 事業施行に係る地域の変更

地質調査の結果、軟弱地盤であることが判明し、セメント安定処理を実施する必要があり、また構造物基礎下部の地盤に関しても軟弱であり、許容支持力を得られないため、基礎杭の設置を追加したいため事業費を増としたい

2. 主要工事計画の変更

道路工	(単位：千円)
工法変更	
・ 地質調査の結果、軟弱地盤であることが判明し、セメント安定処理を実施する必要があるため事業費を増としたい。	N=1.0式 30,000
・ 構造物基礎下部の地盤が軟弱であり、許容支持力を得られないため、基礎杭の設置を追加したいため事業費を増としたい。	N=1.0式 14,000
測量試験費	
・ 上記の理由に伴い、測量試験費の増。	N=1.0式 1,460
【自然増】	14,300

3. 事業費変更の理由

項目	増 減
自然 増	14,300 千円
工 法 変 更	45,460 千円
計	59,760 千円

第1章 目的

変更なし

本地区は、福井県嶺北地方のほぼ中央に位置し、優良農地が広がっている穀倉地帯であり、昭和47年から昭和48年にかけて県営ほ場整備事業鯖江東部地区により整備された。

現在、鯖江東部地区の農道は、幅員1.8m（舗装1.5m・路肩0.3m）であるため、農業機械の大型化に伴い、農産物の輸送に支障を来している現状である。また、隣接地に、営農組織の作業拠点である格納庫が建てられ、農作業を行っているが、移動効率が悪い。

よって、農業用道路の整備を行うことにより、農業効率の向上を図ることで、農業経営の安定化が図られる。

第2章 地域の所在及び現況

第1節 地域

変更なし

[農道] 鯖江市：舟枝町・橋立町

第2節 地積

事業名 地目 市町村名	農業用道路						備考
	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)	非農用地 (ha)	道水路敷 (ha)	計 (ha)	
(〃) 鯖江市	(〃) 13.8	—	—	—	—	(〃) 13.8	
計	(〃) 13.8	—	—	—	—	(〃) 13.8	

第3節 現況

1. 気象

変更なし

観測所名	福井観測所	かんがい期	非かんがい期	計または平均 (年間)
観測期間	H 18～H 27	5月～9月	10月～4月	
平均気温(℃)	23.4	8.6		14.8
平均降水量(mm)	922	1,441		2,363
平均降水日数(日)	52	118		170
根雪期間	12月～3月			56日間
無霜期間	4月～11月			241日間
最多風向	S (7～8月)	最大風速		19.7 m/s

2. 地 形 地 質

変 更 な し

標高が10mで勾配1/500の平坦地で、地質は粘質の沖積世非固結堆積物からなる。

3. 道 路 状 況

変 更 な し

昭和47年～58年に県営圃場整備事業鯖江東部地区で幅員1.8mの水路の管理用装道路で整備されたが、県道鯖江・浅水線沿に地域の営農組織であるエコファーム舟枝の作業拠点である農機具倉庫が建てられ、営農活動を行うことになった。現在、農機具倉庫から、各圃場へ移動するには、県道を走行しているが、交通量が多く、交通の支障となっている。

4. 営 農 状 況

変 更 な し

地区内の農業は営農組織による生産者組織(エコファーム舟枝)により行われおり、基幹作物は水稻を中心とし、そばや大麦等の転作作物として生産している。。

しかし、作業拠点である格納庫が、県道に隣接しており、各圃場へ向かうには、隣接する道路の幅員が狭いために、県道を走行して向かうしか方法がない。よって、農地の集団化、営農の効率化が確保されてない状況であり、農業経営の合理化に支障をきたしているため、持続的な農業経営に困難を窮めている。

5. 地域環境の概略

変 更 な し

農道は、鯖江東部に広がる田園地帯で、生態系等の自然環境に恵まれた地域である。

第3章 基本計画

第1節 計画の要旨

1. 要旨

農道(1号線)は、昭和47年～58年に県営圃場整備事業鯖江東部地区で幅員1.8mの水路の管理用装
道路で整備されたが、県道鯖江・浅水線沿に地域の営農組織であるエコファーム舟枝の作業拠点
である農機具倉庫が建てられ、営農活動を行うことになった。現在、農機具倉庫から、各圃場へ
移動するには、県道を走行しているが、交通量が多く、交通の支障となっている。よって、本事
業により、水路の暗渠化を図り、農業効率の向上を図ることで、農業経営の安定化を図りたい。

2. 事業別面積

土地利用区分 事業目的	農業用道路					計 (ha)	備考
	旧田 (ha)	新規田 (ha)	輪換耕地 (ha)	普通畑 (ha)			
農道整備			(〃) 13.8			(〃) 13.8	
計			(〃) 13.8			(〃) 13.8	

第2節 営農計画

優良農地の保全と農地の流動化、農業の集約化を図ることで、適切な土地利用に努める。さらに、収益性の高い作物の作付け拡大と農作物の高付加価値化、大規模経営の推進や生産コストの低減により、農業経営の安定を強化していく。

第3節 環境との調和への配慮

本事業を施工するにあたり、建設機械は排出ガス対策型機械を使用することにより大気汚染の防止及びゴム製キャタピラ付きの機械を極力使用することで騒音や振動防止に努める。また、ドライ施行を原則とし、天候に応じた工程により、水質の保全や水環境及び生態系等に十分な配慮を行う。

第4節 計画基本事項

1. 農業用道路事業

ア) 舗装計画

変更なし

設計計画交通量	· · · · I-1 交通
	· · · · 3
	· · · · 表層 t= 5cm 再生密粒度アスコン 13F
	· · · · 路盤 t=15cm RC-40

第4章 工事又は管理の要領

第1節 工事の内容

1. 農業用道路事業

ア) 道路工 (660)
1 路線 684 m

路線名	(") 農道 1
幅員	(") 4.0(3.0) m
路線数	(") 1 路線
延長	(660) 684 m

第2節 予定期

(平成 31 年) (平成 35 年)
令和 元 年 ~ 令和 7 年

第3節 管理の要領

変更なし

本事業により設置された施設は、鰐江東部土地改良区が管理する。

第5章 換地計画の要領
第1節 換地計画樹立の必要性

変更なし
該当なし

第2節 換地計画樹立の基本方針
1. 従前の土地の地積の基準

変更なし
該当なし

2. 農用地集団化の方法

変更なし
該当なし

区分 換地区	地帯別 グループ別 団地の設定	個人別換地の方法		
		位置選択	1戸当たり 目標団地数	区画畠畔の 取り扱い

3. 非農用地の換地方針

変更なし
該当なし

4. 清算の方法

変更なし
該当なし

第3節 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入に係る地積

変更なし
該当なし
単位:ha

区分 用途	機能交換に係る土地				一般 国有地	合計
	国有地	県有地	市町村有地	計		
計						

第4節 換地処分の時期に関する特則

変更なし
該当なし

第6章 費用の概算

(平成30年度価格)
令和7年度価格

区分	事業費	総事業費	備考
農業用道路	(76,300) 136,060	(76,300) 136,060	
計	(76,300) 136,060	(76,300) 136,060	

第7章 効用

【農業用道路事業】

(平成30年度価格)
令和7年度価格

区分	年総効果額 (便益)	年増加農業所得額	備考
食料の安定供給の確保に 関する効果	(6,164) 7,401	(348) 470	(1.53) 総費用総便益比 : 1.13 (49.7) 総所得償還率 : 63.7 % (〃) 増加所得償還率 : - %
維持管理費節減効果	(70) 120	(90) 146	
走行経費節減効果(営農)	(6,094) 7,281	(258) 324	
農村の持続的発展に 関する効果	(〃) —	(〃) —	
農村の振興に 関する効果	(〃) —	(〃) —	
多面的機能の發揮 に関する効果	(〃) —	(〃) —	
その他の効果	(〃) —	(〃) —	
計	(6,164) 7,401	(348) 470	

第8章 他の事業との関連

変更なし
該当なし

第9章 計画概要図

別添図面参考

変更なし

事業の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費の負担区分の予定

1) 総 事 業 費 (76,300) (76,300)
 ・農業用道路 136,060 千円也 [事業費 136,060]
 千円也 [事務費 0]

2) 負 担 区 分

【農業用道路事業】 (千円)

区 分		補 助 率	金 領	計
国 庫 捧 助	事 業 費	(〃) 50.00 %	(38,150) 68,030	(38,150) 68,030
	事 務 費	%		
県 費	事 業 費	(〃) 20.00 %	(15,260) 27,212	(15,260) 27,212
	事 務 費	%		
分 担 金	鯖 江 市	事 業 費	(3,815) 6,803	(3,815) 6,803
	地 元	事 務 費	— %	
計				(76,300) 136,060

2 地元負担の予定基準

地 積 割 に 賦 課 す る

変 更 な し

3 負 担 団 体

鯖 江 市

変 更 な し

鯖 江 東 部 土 地 改 良 区

一 定 地 域 調 書
(変更なし)

一定地域調書

【農業用道路事業】

鯖江第2地区

市町村	大字	字	地域									
			1	2	3	4-1	6-1	6-2				
鯖江市	舟枝	12	1	2	3	4-1	6-1	6-2				
		13	1	2	3	4	5	7	8			
		14	1	2	3	4-1	4-2	5	6	7-1	9	10-1 11
		15	1	2	5	6						
		18	5	6	8	10	12					
		19	1	2	3	5	8	15	16			
	橋立町	32	7	8	9	10						